

一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンターチラシ折込要項

この要項は、一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンターが発行するセンターニュース発送の際に折込むチラシの取扱いについて定めるものとする。

第1 折込手続等

チラシ折込の申し込みは、センターニュース発行月の前月15日までに希望するチラシを添えて申込むものとする。なお、次に掲げる内容の場合は折込みを断るものとする。

- 1 チラシ掲載内容の表現等に適性を欠くもの
- 2 加入事業所及び特定の業者に不利益を与えるおそれがあると判断した場合
- 3 法令、市条例に抵触するおそれがある場合
- 4 政党、政治団体および宗教団体の広告
- 5 掲載内容が当方の事業と重複するような場合

チラシ折込決定後申込者は、センターニュース発行月の前月25日までに折込物を納入するものとする。

第2 折込媒体等

折込媒体、発行回数、発行月、体裁、発行部数は次表のとおりとする。

媒体名称	発行回数・発行月	体裁	発行部数(増減あり)
センターニュース	毎年度6回 4・6・8・10・11・1月	A4版 2色刷	4,100部

第3 折込料等

依頼者別の折込料単価は次表のとおりとする。

依頼者	折込基本料 (A4版1部)	折込部数	折込回数 折込月	備考
会員事業所	5円	発行月の全会員または全事業所	毎年度6回 4・6・8・10・ 11・1月	折込はセンター全会員または全事業所とします。折込月により増減あり。
非会員事業所	20円			

※上表、折込基本料の「A4版1部」とは、A4サイズのもの又はA3サイズを2つ折り(A4サイズ)にして納入したのものとする。これを超える大きさ及び枚数(冊子等)については、折込基本料×A4サイズ1部を基本としての大きさ及び枚数分とする。

但し、折込手数料のほか、あっせん手数料の支払いが発生するものについては、この限りではない。

第4 料金の支払

折込料は折込チラシ発送完了後に請求するものとする。

- 2 折込者は、請求書受領当該月の末日までに折込料を支払いものとする。

附則

この要綱は、一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

チラシ等折込申込書

(一財)盛岡市勤労者福祉サービスセンター行

FAX 019-653-1899

平成 年 月 日

次の通り申し込み致します。

折込媒体	センターニュース	体裁	A4版
折込月	4月 ・ 6月 ・ 8月 ・ 10月 ・ 11月 ・ 1月		
折込先		事業所 あて (約750部)	
		会 員 あて (約4,100部)	

※ ご希望の折込月及び折込先へ○をして下さい。

会社名	
代表者名	®
担当者名	
住 所	
TEL・FAX	TEL FAX

※ 申込〆切 折込希望月の前月15日。

折込予定とする現物または概要を記載したものを添付してお申込み下さい。

折込の決定がされましたら、折込月の前月25日までに折込物を当センター事務局へ搬入して下さい。